2010.02.09(火)
理事会
新公益法人対応準備委員会

社団法人計測自動制御学会定款変更（案）理事会案

本定款変更（案）は、2009 年 8 月 20 日の臨時総会に参考提示した「社団法人計測自動制御学会定款改正（案）準備稿第 3 版：2009.08.20 臨時総会用」にその後の新公益法人対応準備委員会における支部・部門を含む検討および主に 2009.年 12 月 18 日の内閣府公益認定等委員会の詳細条文チェックと相談結果を反映し、2010 年 1 月 28 日開催の常務理事会で審議・決定された理事会（案）である。

なお、本理事会案は、2010 年 2 月 24 日開催予定の第 49 回定時総会で承認された後、理事会の公益認定申請作業および公益認定申請にかかわる内閣府公益認定等委員会による審査過程において、公益認定等委員会からの助言などで条文上の変更が必要な場合は、理事会にその対応を一任し、認定移行登記後最初に開催される新法人の社員総会で追承認を求めることとする。ただし、定款の定めの内容が大きく変わる場合および公益認定等委員会より総会による承認を求める指示があった場合はこの限りではない。この場合は、臨時総会を開催して定款変更（案）の承認を求める。

また、本定款の次のレベルの本会としての重要な規程は以下のようなものである。

- 会員規程　【第 49 回定時総会議決・承認対象】
- 会費細則　【第 49 回定時総会議決・承認対象】
- 役員・代議員選出規定
- 社員総会運営規則
- 理事会運営規則
- 本部委員会規程
- 支部規程（各支部のではなく共通事項）
- 部門規程（各部門のではなく共通事項）
- 会計規則（会計実務に関するもの）
- 財務運用規程（財産に関するもの）
- 事務局・事務局長規程
- 事務局職員規則
- 重要な使用人に関する規程

ほか

以下の注は、定款変更（案）には含まれず、認定申請の際、削除されるが、第 49 回定時総会議案としては、理解の便のため記述しておく。

【注：公認委】は、内閣府公益認定等委員会相談でのコメントである。
【注：SICE】は、理事会・新公益法人対応準備委員会（以下、(SICE)）としてのコメントである。
（なお、*明朝・斜字・(・青字)・下線* は、各章、条、号などについての注記（注）である。）

現（特例民法法人）社団法人計測自動制御学会　現行定款	公益社団法人計測自動制御学会移行認定申請用　定款変更（案）
昭和 26 年 11 月　8 日認可 昭和 29 年　9 月 15 日改正　　昭和 38 年　2 月　9 日改正　　昭和 39 年 10 月 16 日改正 昭和 41 年　12 月 3 日改正　　昭和 43 年　7 月 19 日改正　昭和 46 年　6 月　8 日改正 昭和 49 年　7 月 22 日改正　　昭和 43 年　7 月 19 日改正　昭和 46 年　6 月　8 日改正 昭和 51 年 10 月　8 日改正　　昭和 53 年　5 月 17 日改正　昭和 55 年　8 月　8 日改正 昭和 57 年 11 月 29 日改正　平成　4 年 11 月 27 日改正　平成 11 年　9 月 30 日改正	
第 1 章　総則	第 1 章　総則
第 1 条　この法人は、社団法人計測自動制御学会という。 第2条　この法人は、事務所を東京都文京区本郷一丁目 35 番 28 号-303 におく。 *（注）現行定款　第 3 条（支部について）は、対照上、変更（案）の第 7 章　支部、部門及び委員会　の箇所に記載）*	第 1 条　この法人は、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という。）と称する。 **【注：公認委】Editorial：以下では「本会」で統一。「この法人」は使わない。** (事務所) 第 2 条　本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
第 2 章　目的および事業	第2章　目的及び事業 **【注：公認委】Editorial：「及び」、「および」を統一**
第 4 条　この法人は、計測自動制御に関する学術および技術の進歩発達をはかり、文化の向上ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。 第 5 条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。 1.　会誌、資料、図書、その他印刷物の編集、発行頒布 2.　講演会、講習会および見学会の開催 3.　研究集会の開催 4.　計測自動制御に関する学術および技術の調査・研究 5.　その他、本会の目的を達成するために必要な事業	(目的) 第 3 条　本会は、計測、制御およぶシステムに関する学術及び技術の進歩発達をはかり、文化の向上並びに産業の発展に寄与することを目的とする。 (事業) 第 4 条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 1) 研究集会、講演会及び教育・育成のための講習会など 2) 調査・研究及び資料収集 3) 技術者の資格認定・付与 4) 啓発・普及のための体験活動など **【注：公認委】収益事業とみなされないように注意。非認定事例あり。** 5) 表彰及びコンクール 6) その他の本会の目的を達するための事業 **【注：公認委】公認委ガイドに忠実だが、少し細かいか。事業報告と対応させ、特に 11 その他は目的外事業と読み切られないように注意** **【注：SICE】現在及び近未来に事業として行わないものは、事業として記載せずに申請する。必要が生じたら定款変更を行い、公益事業区分変更の申請行うこととする。** **【注：公認委】Editorial：条、号内の項目列挙番号は、n)（かっこ）で** 2.　前項の各事業は日本全国で行う。ただし、海外学術団体との協力、連携を図る事業については、海外においても行うことができる。 **【注：公認委】全部を海外で行うのか。（やらないものがあるなら）項目ごとに海外で行うことを述べては？**

	【注：SICE】すべて海外でも行う可能性があるものとしておく。
第 3 章　会員	第 3 章 会員**及び**社員
第 6 条　この法人の会員は、次のとおりとする。 1.　正 会 員 2.　賛助会員 3.　学生会員 4.　名誉会員 第 7 条　正会員は、計測自動制御に関し学識経験がある者とする。 第 8 条　賛助会員は、本会の目的を賛助する者とする。 第 9 条　学生会員は、在学生であって計測自動制御に関係ある課程を修めている者とする。 第 10 条　名誉会員は、計測自動制御の学術または技術に関する権威者で、かつ、本会に対し功績顕著な者であって、総会において推薦された者とする。 第 11 条　会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的頒布を受けることができる。 第 12 条　会員は、総会において別に定める会費を毎年前納するものとする。ただし、正会員及び学生会員は会費を分納することができる。 第 13 条　この法人の会員になろうとする者は、所定の様式による入会届をもって申込み、理事会の承認を受けるものとする。 第 14 条　会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 1.　退　会 2.　禁治産および準禁治産の宣告 3.　死亡、失踪、団体の解散 4.　この法人の解散 5.　除　名 第 15 条　会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。 第 16 条　会員が次の各号に該当するときは、総会において役員及び評議員の総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。 (1) 会費の納期を 1 個年以上経過しても納めないとき (2) この法人の会員としての義務に違反したとき (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき 2.　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。 第 17 条　既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。 *（注）現行定款　第 4 章　役員、評議員および職員　第 18 条から第 23 条は、対照上、変更（案）の第 5 章　役員　の箇所に記載）*	(法人の構成員) 第 5 条　本会に次の会員を置く。 1）正会員 本会の目的に賛同するもので、社員総会において別に定める会費を納める者 なお、正会員の会費の減免などについては、社員総会において別に定める会員規定及び会費細則で定める。 **【注：公認委】正会員は、一つの会員種別で扱うべき。少なくとも正会員でない者が含まれる会員種別は、並列ではない。** **【注：SICE】正会員一本とし、フェロー、永年、名誉は、会費の減免も含め、会員・会費の規程や細則で定める。** 2）学生会員 本会の目的に賛同する在学生であって、社員総会において別に定める会費を納める者 3）賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業団体又は個人で、社員総会において別に定める会費を納める者 *（注：現行のフェロー制度（称号授与）は、会員制度とする。）* 2．本会の社員は、　正会員の概ね 50 名の中から 1 人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人（以下、「法人法」という）に関する法律上の社員とする。 **【注：公認委】以下では、「法人法」と表記。なお、2010 年 1 月末実施の法令で、「法人法」の根拠条号を記載していない場合は、明確に説明できるようにしておかなければならない。** **【注：SICE】認定申請までに要吟味** 3．代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。正会員は、他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。 4．代議員を選出するため、　正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うための規程は、理事会において定めることができるが、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。 5．代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。 6．　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。　補欠の代議員の任期は、　任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員) につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、 当該補欠の代議員相互間の優先順位

8. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

【注：公認委】補欠選任の有効期間は、上記決議が効力を有する。

【注：SICE】「概ね正会員 50 名に 1 名」なので、それをできるだけ守るようにすべきである。代議員の補欠の代議員を選出しておくことができるようにする。(現行定款の評議員については、140 名以上 150 名以下の定員の定めがあり、150 名近くの選出して、定款の定めを守ることができる。)

【注：SICE】当面は補欠の選出は行わない運用とする。

9. 正会員は、法人法に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

1) 定款の閲覧等

2) 代議員名簿の閲覧等

【注：公認委】代議員が社員であることを定めているから、「代議員」で統一する。「社員総会」などは別

3) 社員総会の議事録の閲覧等

4) 代議員の代理権証明書面等の閲覧等

5) 電磁的方法及び書面による議決権行使記録の閲覧等

【注：公認委】書面議決権については、2009 年 11 月に法令が改訂されている。

6) 計算書類等の閲覧等

7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等

8) 合併契約等の閲覧等

10. 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、 法人法第 112 条の規定にかかわらず、 この責任は、すべての会員の同意がなければ、 免除することができない。

【注：SICE】(「公益認定等委員会の定款変更の例と注記」の 11 項：役員などの損害賠償責任の免除に関するすべての会員の同意を)この「項」に記述する問題か否か疑問。「理事」の条項で扱う？　法人法 第 111 条～第 113 条　役員等の損害賠償責任参照　同第 114 条「理事等による免除に関する定款の定め」により一部免除措置あり。⇒第 25 条？

「11. 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、 法人法第 112 条の規定にかかわらず、 この責任

	は、すべての会員の同意がなければ、 免除することができない。」 **【注：公認委】代議員制をとる場合、「すべての会員の同委がなければ」ということを定めるものなので、必須** (入会) 第 6 条　会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。 (経費の負担) 第 7 条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。 2. 社員総会において別に定める会員規定及び会費細則で定める場合は、会費の支払の義務が免除されることがある。 **【注：公認委】任意には支払うことができるのだから、「義務」の免除** 3. 既納の会費は、これを返還しない。 (任意退会) 第 8 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 (除名) 第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって会員を除名することができる。 1) この定款その他の規則に違反したとき。 2) この法人の名誉を傷つけ、 又は目的に反する行為をしたとき。 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 2. 社員総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。その手続き、時期等は別に定める。 **【注：SICE】第 12 条から移動** (会員資格の喪失) 第 10 条　第 8 条、第 9 条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 1) 会費の納入が継続して 1 年以上なされなかったとき。 2) 総代議員が同意したとき。 3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。 第 11 条 代議員にあたる正会員が正会員の資格を喪失した場合は、代議員の資格を喪失する。 **【注：公認委】別条建てで必要。** **【注：SICE】「除名」の場合の定めも必要では。要確認。**
第 5 章　会議	第 4 章　社員総会
第 25 条　会議は、総会及び理事会とする。 第 26 条　総会は、役員及び評議員をもって構成する。正会員は総会に出席して、議長の許可を受け意見を述べることができる。	(構成) 第 12 条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。 (権限)

2.　総会は、これを定時総会及び臨時総会に分ける。
第 27 条　定時総会は、毎年 1 回以上開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。
2.　定時総会は、会長が招集してその議長となる。
第 28 条　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、役員及び評議員の総数の 5 分の 1 以上からの請求があったとき、又は監事から会議の目的事項を示して請求があったときは、これを開催しなければならない。
2.　臨時総会の議長は、会議のつど出席会員の互選で定める。
第 29 条　総会の招集は、10 日前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所等を、評議員及び正会員に通知するものとする。
第 30 条　総会は、役員及び評議員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。
第 31 条　総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く外、出席者の過半数で可決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。
第 32 条　次の事項は、定時総会に提出してその承認を受けなければならない。
1.　事業計画および収支予算
2.　事業報告および収支決算
3.　財産目録
4.　その他理事会で必要と認めた事項
第 33 条　総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通達する。
（注）現行定款の理事会に関する　第 34 条～第 36 条は、対照上、変更（案）の第 6 章　理事会　の箇所に記載）

第 13 条　社員総会は、次の事項について決議する。
1) 会員の除名
2) 理事**及び**監事の選任又は解任
3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書
4) 理事及び監事の報酬等の額
【注：公認委】必須
5) 定款の変更
6) 解散及び残余財産の処分
7) その他、社員総会で決議するものとして法令で又は定款で定められた事項
【注：公認委】理事会の恣意的な社員総会決議事項を定めてはならない。法令か定款で定めるものに限定される。
【注：SICE】定款で定めておくべき決議事項を洗い出し検討して見る必要があるか。そうでないと、理事会が提案しようと思ってもできないことがあるかもしれない。
【注：公認委】「除名」の条項で定めるべきもの。
(開催)
第 14 条　社員総会は、定時社員総会として毎年度 2 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
(招集)
第 15 条　社員総会は、理事会の決議に基づき、第 23 条 3 号で定める会長が招集する。
【注：公認委】「代表理事」＝「会長」定めがあるなら、「会長」で統一する。
2. 総~~員~~代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。
(通知)
第 16 条　社員総会の招集は、14 日以前に、次の事項を記載した書面をもって通知する。
1) 開催の日時及び場所
2) 目的たる事項
3) 代議員は書面によって議決権を行使することができること
4) 代議員は電磁的方法によって議決権を行使できること
5) その他法令で定める事項
2. 総代議員の 10 分の 1 以上の議決権による請求に基づく社員総会招集の通知の発出は、社員総会招集の請求があった日から 6 週間以内を総会の日とする。
3. 会長は書面による招集通知の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
(議長)
第 17 条　定時社員総会の議長は、会長がこれに当たる。臨時社員総会の議長は、会議のつど出席代議員の互選で定める。
(議決権)
第 18 条　社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

<table>
<tr><td></td><td>(決議)
第 19 条　社員総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総代議員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
1) 会員の除名
2) 監事の解任
3) 定款の変更
4) 解散
5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
(議決権の代理行使)
第 20 条　代議員は、代理人によって社員総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。
2. 当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)
第 21 条　代議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会招集通知に記載された期間内に本会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。
2. 代議員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提供し、議決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。
(議事録)
第 22 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事のうち２名以上が、前項の議事録に記名押印する。</td></tr>
<tr><td>第 4 章　役員、評議員および職員</td><td>第 5 章　役員</td></tr>
<tr><td>第 18 条　この法人には、次の役員及び評議員を置き、役員及び評議員をもって民法上の社員とする。
1. 理　事　22 名以上 26 名以内(うち会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 8 名以上 12 名以内)
2. 監　事　2 名又は 3 名
3. 評議員　140 名以上 150 名以内
第 19 条　会長、理事(会長を除く。)、監事及び評議員は、総会で定める方法により、正会員の投票により、正会員から選出する。</td><td>(役員の設置)
第 23 条　本会に、次の役員を置く。
1) 理事 21 名以上 30 名以内
【注：公認委】外部理事は、理事の内数である。
【注：SICE】内数なので、4. 号で人数について定める。
2) 監事 3 名以内
2. 理事のうち１名を会長、２名を副会長、15 名以内を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって法人法 193 条の代表理事とし、会長及び外部理事を除く理事全員をもって同法上の業務執行理事とする。</td></tr>
</table>

2. 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため役員又は評議員を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3. 副会長及び常務理事は、理事の互選で定める。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第 20 条　会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2. 会長は、総会及び理事会の議長となる。ただし、総会のうち臨時総会の議長は第 28 条第 2 項に定めるところによる。

3.　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4.　常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

第 21 条　理事は、理事会を組織して、この定款に定めるものの外、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事務を議決し、執行する。

第 22 条　監事は、民法第 59 条の職務を行なう。

第 23 条　役員及び評議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員によって就任した役員及び評議員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3. 役員及び評議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

4. 役員及び評議員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども理事会及び総会の構成員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

5. 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（注）現行定款の 第 24 条　専門委員会および部会関する定めは、対照上、変更（案）第 7 章　支部、部門及び委員会　の箇所に記載）

4. 外部理事は、3 名以内とし、業務執行理事とはしない。

5. 理事、外部理事、監事は兼務できない。

(役員の選任)

第 24 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事会は、理事の中から会長の選定及び解職を行う。

3. 副会長、常務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【注：公認委】個別職名で全部列記する。
なお、業務量見込みによる常務執行理事の位置付けを説明できるようにして置く。

【注：SICE】要検討。現状の常務理事制度の継続性を考慮した設置であるが、現状でも明確とは言いがたいとことがある。

【注：SICE】理事・監事も欠員に備えて補欠を選出しておくことができるが、「21 名以上 30 名以内」、「３名以内」の定めなので、補欠を選んでおかないことによる定款違反のリスクは低い。現行通り補欠制度はなしとする。

【注：SICE】代表理事は、欠員が生じ、又は辞任・退任しても新しい代表理事が就任するまで権利義務を負う（法人法第 79 条）ので、複数設置や補欠制度はなしとする。

(役員のうちの親族等の数)

第 25 条　理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

2. 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、本会の総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の損害賠償責任、免除)

第 26 条　理事又は監事は、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならならず、その任務を怠って法人に損害を与えた場合には、本会に対し、その損害を賠償する責任を負う。

2. 理事**又は**監事の賠償責任については、理事又は監事が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、理事会の決議により法令に定める額を限度として免除することができる。

【注：SICE】過去 5 年間に公益認定を取り消された法人において業務を行う理事であったものが、理事、監事に就いている法人は欠格事由に該当し公益認定を受けられない。（法人法 第 6 条）これは、理事、監事が他の法人の理事であって、公益認定を取り消された場合もこれに準ずるものと考え、他の公益社団法人、公益財団法人の理事と兼務をしない運用とすべきである。

(理事の職務及び権限)

第 27 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業

	務を総理する。 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 **【注：公認委】代表権を行う職務は代行できないので注意。代表理事が欠けたら、直ちに選ぶしかない。** 4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 (監事の職務及び権限) 第 28 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 *（注）監事は、新制度では重要な職務であり、以下のようなことも法律で定められている。理事会に出席し、必要な場合意見を述べなければならない。（法人法 101 条）理事会が社員総会に提出する議案等を調査しなければならない（同 102 条）* (役員の任期) 第 29 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするし、再任を妨げない。 2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、4 年以内に限り再任を妨げない。 **【注：SICE】ということで、再任も認める定めにしておいてはどうか。将来の常勤理事の可能性も考えて。監事は最長 4 年とする。** 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4. 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任) 第 30 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。 (報酬等) 第 31 条　理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、 社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。
	第 6 章　理事会
	(構成) 第 32 条　本会に理事会を置く。 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限) 第 33 条　理事会は、次の職務を行う。 1) 本会の業務執行の決定

第 34 条　理事会は、会長が招集しその議長となる。 理事会の招集は、あらかじめその会議に付議すべき事項、日時および場所等を記載した書面をもって理事に通知するものとする。 第 35 条　理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く外、理事現在数の 3 分の 2 以上出席し、その出席理事の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは、出席とみなす。 第36条　すべて会議には、議事録を作成し議長および出席者代表 2 名以上が署名なつ印の上これを保存する。	2）理事の職務の執行の監督 3）会長及び業務執行理事の選定及び解職 4）その他社員総会において決議された職務及び法令で定められてた職務 **【注：公認委】「委任」ではなく、「決議」を明示** (招集) 第 34 条　理事会は会長が招集するものとする。 (開催数、議長) 第 35 条　理事会は事業年度毎に 6 回以上開催する。 2. 理事又は監事から会長に招集の請求があったときは、開催しなければならない。 3. 理事会の議長は、会長が務める。会長が欠席したときの議長の選出方法は、別に定める。 (決議) 第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、法人法の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 (報告の省略) 第 37 条　理事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会の報告することを要しない。 **【注：公認委】監事の報告は、任意に省略できないので。** (議事録) 第 38 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
	第 7 章　支部、部門、委員会及び協議会
第 3 条　この法人は、理事会の議決をもって必要の地に支部をおくことができる。 第 24 条　この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議を経て専門委員会および部会を置くことができる。 1. 専門委員会は、会長の委嘱した専門委員若干名により構成し、理事会より依託された研究、調査、事業などに関する課題につき審議する。 2. 部会は、理事会の議決を経た特定の専門分野についての会員相互の知識交換のため、研究集会などを行なう。	(支部、部門、委員会及び協議会) 第 39 条　本会は、地域的な観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。 2. 本会は、本会が対象とする専門分野の観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な部門を置くことができる。 3. 本会は、本会の適正な運営及び特定の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な委員会及び協議会を置くことができる。 **【注：SICE】支部、部門、委員会は、それぞれの規程で、その組織と運営について定めるが、「法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある」ことから、支部長、部門長、委員会委員長（協議会議長）は、「重要な使用人」並みに理事会で選任することとする。ただし、「重要な使用人」と**

<table>
<tr><td></td><td>はしない。
【注：公認委】法律の根拠のない機関（会議体）を設けて運営する場合には、定款にその名称、構成及び権限などを記載するのが望ましいが、変わるので難しい。
重要な常置委員会について記載する方法もある。いずれにしても業務執行理事の業務分担との関係を良く考え、説明できるようにしておくこと。
【注：SICE】「置くことができる」という定めとし、個々の記載はしない方向で。</td></tr>
<tr><td>第 6 章　資産および会計</td><td>第 8 章　資産及び会計</td></tr>
<tr><td>第 37 条　この法人の資産は次の通りである。
1. 財産目録記載の財産
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. 寄付金品
6. その他の収入
第 38 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。
基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。
第 39 条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または、定額郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。
第 40 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ主務大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。
第 41 条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。
第 42 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決および総会の承認を受け、主務大臣に届け出なければならない。収支予算を変更した場合も同様である。
第 43 条 この法人の決算は、会計年度終了後 2 個月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見書をつけ、理事会及び総会の承認を受けて主務大臣に報告しなければならない。この法人の決算に差額が生じたときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。
第 44 条 収支決算で定めるものを除く外、新たに業務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様である。
第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。</td><td>(事業年度)
第 40 条　本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
(事業計画及び収支予算)
第 41 条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)
第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。
1) 事業報告
2) 事業報告の附属明細書
3) 貸借対照表
4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
6) 財産目録
2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
1) 監査報告
2) 理事及び監事の名簿
3) 理事及び及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4) 運営組織及び及び事業活動の状況の概要及び及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)
第 43 条 代表理事は、法人法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 1 号 5)項の書類に記載するものとする。
(剰余金の分配禁止)
第 44 条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。</td></tr>
</table>

	(親族等に対する利益供与の禁止) 第 45 条　本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。 (基金) 第 46 条　この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。 2. 拠出された基金は、 基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。 3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
第 7 章　定款の変更ならびに解散	第 9 章 定款の変更及び解散
第 46 条 この定款は、理事会及び総会において構成員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。 第 47 条 この法人の解散は、理事会及び総会において構成員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けなければならない。 第 48 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において構成員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。 第 49 条 この法人は、その主たる事務所に、民法第 51 条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。 (1) 定款 (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類 (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類 (4) 定款に定める機関の議事に関する書類 (5) 資産及び負債の状況を示す書類 (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類	(定款の変更) 第 47 条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 （解散） 第 48 条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 49 条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 50 条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、 社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共国体に贈与するものとする。

	第 10 章　公告の方法
	(公告の方法) 第 51 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
第 8 章　補則	第 11 章　事務局
第 50 条　この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3. 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。 4. 職員のうち専従の職員は、有給とする。 第 51 条　この定款の施行についての細則は､理事会および総会の議決を経て別に定める。	(事務局) 第 52 条　本会の事務を処理するため、事務局長等の職員をおく。 2. 職員は会長が発令する。 3. 職員は有給とする。 4. 事務局長は別に定めるところにより事務局を統轄する。 **【注：公認委】事務局長ほか「重要な使用人」は理事会の選解任事項である。** **【注：SICE】「重要な使用人」は事務局長のみとする。**
付則	
1. この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第 12 条の変更は昭和 37 年 1 月 1 日から適用する。 2. この定款変更の認可のあった日に在職する役員、評議員の任期は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 38 年度の定時総会の終了の日までとする。 （以下、11 の定款変更に伴う付則あり。省略）	
附則	附則
(平成 11 年 9 月 30 日) 1. この変更規定は，主務大臣の認可のあった日(以下「認可日」という。)から施行する。 2. この変更規定の認可日から変更認可後最初に役員及び評議員が選任される日までは，変更後の第 18 条の規定にかかわらず，正会員をもって民法上の社員とする。この場合において，変更後の規定の第 26 条中「役員及び評議員」とあるのは「正会員」と読み替える。また，第 16 条，第 28 条及び第 30 条中「役員及び評議員の総数」とあるのは「正会員総数」と読み替えるものとする。	1. この定款は、法人法および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める法人の設立の登記の日から施行する。 2. 本会の最初の代表理事は 曽禰寛純 とする。 3. 法人法および認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 4. 本会の設立時理事および監事の氏名は、次の通りとする。 理事 曽禰　寛純、石川　正俊、早川　義一、若杉　繁実、伊藤　直史、尾形　　永、 渡辺　桂吾、青木　孝文、Kang-Bak Park、石澤　広明、村上　弘記、中川　繁政、 津村　幸治、藤岡　久也、石井順太郎、下原　勝憲、瀬尾　和男、中野　和司、 森　　芳立、大塚　敏之、山北　昌毅、松山　科子、川井　健司、中内　　靖、 高田　晴夫、結城　義敬　(26 名) 監事 尾花　英夫、杉本　謙二、高橋　信補　（3 名） 5. 本会の設立時の社員すなわち代議員の氏名は、次の通りとする。 足立　修一、阿部　直人、天野真智子、新井　　優、飯塚　幸三、飯野　　穣、 池田　雅夫、石井順太郎、石川　聖二、石川　正俊、石澤　広明、伊藤　宏司、

	伊藤　直史、井上雄一郎、井深　丹、岩﨑　隆至、内田　健康、江木　紀彦、大倉　典子、大澤　正敬、太田　快人、大塚　敏之、大森　浩充、岡　宏一、岡村　勇、奥津　良之、奥富　正敏、小野　敏郎、小野　博信、尾花　英夫、香川　利春、神谷　好承、川井　健司、川口淳一郎、川﨑　晴久、川田　誠一、河野　克己、河原　剛一、川邊　武俊、川又　政征、北森　俊行、木村　英紀、小畑　秀文、小林主一郎、小林　尚登、坂本　憲昭、佐々木　実、佐藤　博司、眞田　一志、椹木　哲夫、重兼　壽夫、篠田　裕之、清水　光、下井辰一郎、白井　俊明、新　誠一、菅野　重樹、杉江　俊治、杉本　謙二、鈴木　昌和、瀬尾　和男、曽根　秀昭、曽禰　寛純、高木　康夫、高田　晴夫、高津　春雄、高橋　信補、高橋　隆行、田島　正登、田中　敏幸、田渕　敏明、千田　有一、築山　誠、筒井　宏明、津村　幸治、出口光一郎、出口　欣高、寺嶋　一彦、寺野　隆雄、永井　正夫、中内　靖、中川　繁政、永島　晃、仲田　隆一、永沼　充、中野　和司、西口　統、延山　英沢、Kang-Bak Park、橋本　秀紀、馬場　充、馬場　泰、早川　義一、早瀬　敏幸、原　辰次、久野　哲郎、福田　敏男、藤岡　久也、藤崎　泰正、藤田　政之、藤本　英雄、舩橋　誠壽　古田　勝久、本多　敏、松野　文俊、美坂　佳助、布野　俊彦、宮里　義彦、森　泰親、森田　温、山北　昌毅、山﨑　弘郎、山﨑　大輔、山本　倫久、山中　史彦、山本　裕、吉澤　誠、吉原　順二、若杉　繁実、渡辺　桂吾 （120 名） *（注）以上、2010 年 2 月までに、新制度に遵って選出された代議員予定者の氏名を記述）* *（注）4．の理事および監事の任期は、2010 年 2 月 24 日の選任時より残余の任期（2011 年 2 月又は 2012 年 2 月の定時総会終了時点まで）となる。*